

◎新潟県告示第1260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

平成27年9月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 胎内都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・4号西中央通り線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事務所の所在地
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
新潟県胎内市本郷町、協和町及び西条町地内
 - (2) 使用の部分
なし